

災害時におけるごみ処理体制の強化について

【現状と課題】

- ・大規模災害時には、廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶に伴い、通常収集・処理しているごみについても、平常時のように行うことは困難であり、建物被害等からの廃棄物や、避難所からの廃棄物に対する対策を事前に十分講じておく必要がある。
- ・国では、東日本大震災から得られた経験を基に、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や、熊本地震等から得られた知見を反映させ、平成 30 年 3 月に同指針を改定し、千葉県でも同時期に「千葉県災害廃棄物処理計画」を策定した。
- ・市川市では、平成 24 年に「市川市震災廃棄物処理計画」を策定していたが、国の「災害廃棄物対策指針」や「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえ、平成 30 年 11 月に「市川市災害廃棄物処理計画」への改定を行った。
- ・直近では、台風 15 号や 19 号などによる災害が発生したところであるが、今後も台風や豪雨などの風水害や、首都直下地震が発生することも想定されることから、市川市災害廃棄物処理計画の実効性を向上させ、災害時におけるごみ処理体制の強化を図っていく必要がある。

【施策の方向性（案）】

①発災時における初動体制の整備

- ・発災時の道路支障物や損壊家屋等の撤去や、災害廃棄物の処理方法などについて、関係部署と協議を行い、平時の図上訓練等を行うことで、発災時に速やかに初動体制を構築できるように努める。

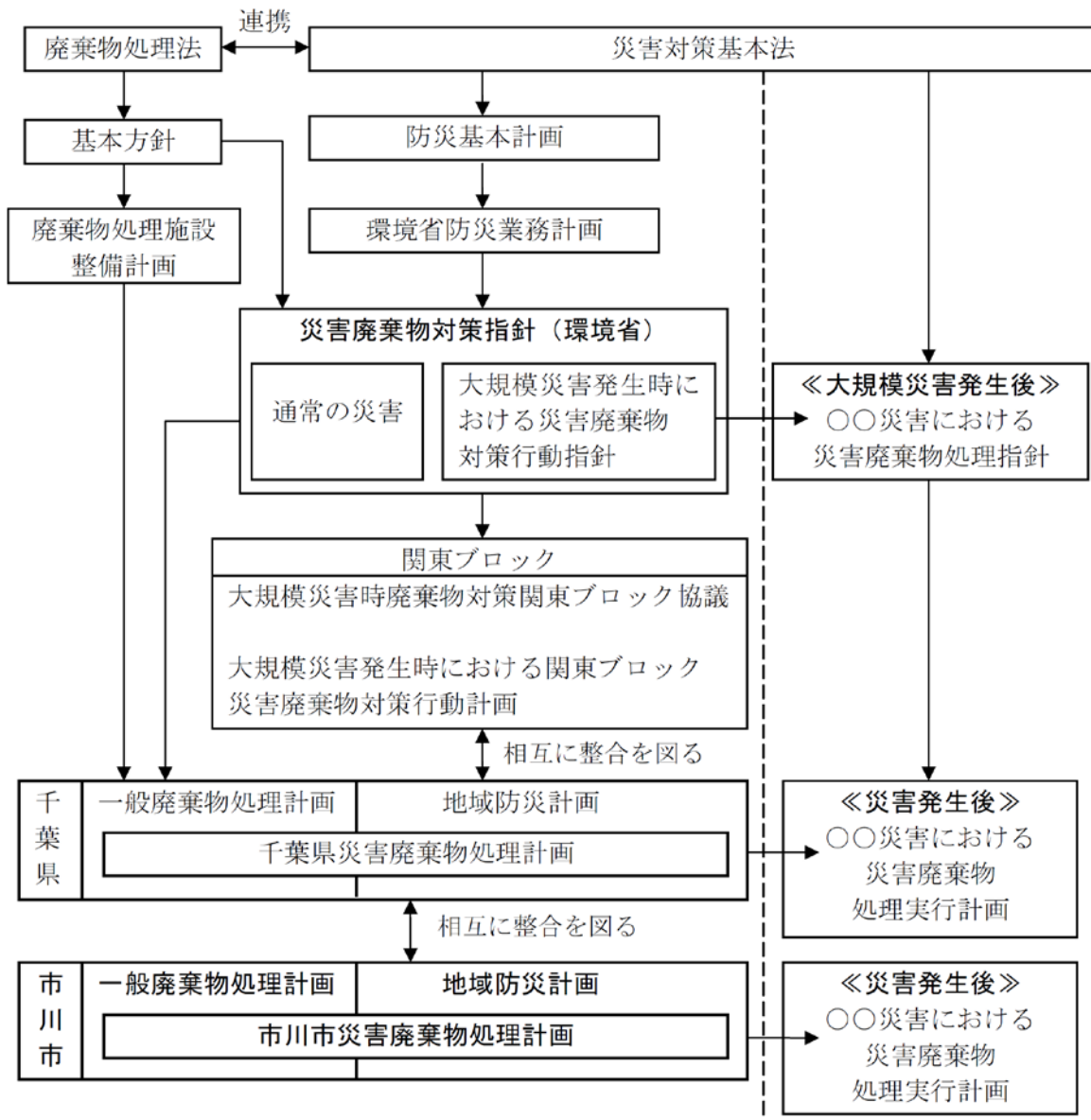
②近隣市や民間事業者等との連携

- ・災害発生時に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等について、本市だけで実施することが困難な場合に備えて、県内市町村や近隣市（千葉市、船橋市、松戸市、柏市）との相互支援協定を継続し連携を強化するとともに、市内民間事業者等と平常時より情報交換を行い、災害時の廃棄物処理についての協定の締結も視野に入れるなど、連携強化を図る。

③災害廃棄物の仮置場の確保

- ・仮置場は、救助活動、交通経路の確保などの支障となる廃棄物の撤去や、被災建物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために必要であるため、平常時において、関係部署と仮置場候補地の選定に向けた協議を行うことにより、仮置場の確保に努める。

<市川市災害廃棄物処理計画の目的と位置付け>



※出典：市川市災害廃棄物処理計画

<災害廃棄物の種類と内容>

種類	内容	
不燃性混合物	<p>分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等</p>	
可燃性混合物	<p>繊維類、紙、木くず、プラスチック等</p>	
木質系廃棄物 (木くず)	<p>家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木</p>	
コンクリート がら	<p>コンクリート片やブロック、アスファルトくず等</p>	

金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片	
廃家電 (※)	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの	
廃自動車 (※)	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶	
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等	
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	
その他	腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等	

※ リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

注 放射性物質及び汚染廃棄物は対象外とする。

出典：千葉県災害廃棄物処理計画、写真で見る災害廃棄物処理（環境省ウェブサイト）を参考に作成

※出典：市川市災害廃棄物処理計画